



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

## ◆ 福祉用具の貸与／福祉用具購入費の支給

福祉用具の貸与や購入費の支給は、家庭での介護を福祉用具という“モノ”を通じて支えるサービスです。

【介護保険サービスを利用するときは必ず担当ケアマネジャーに相談してください。相談せずに購入されますと介護保険対象外になるため、全額自己負担になります。】

### 福祉用具の貸与

心身の機能が低下した高齢者に、車いすやベッドなどの日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。

#### \* 福祉用具貸与の対象品

- 特殊寝台（マットレスも含む）
- 車いす（付属品も含む）
- 歩行器（六輪歩行器も含む）
- 体位変換器
- スロープ（工事を伴わないもの）
- じょくそう予防用具（エアーマットなど）
- 手すり（工事を伴わないもの）
- 歩行補助つえ
- 移動用リフト（入浴用リフト、段差解消リフトなど）
- 痴呆性老人徘徊感知機器



福祉用具を利用するときは、ケアプランの中で、他の在宅サービスと組み合わせて利用できます。ケアマネジャーなどを通じて、都道府県が指定した事業所から必要な福祉用具をレンタルします。

※要支援と認定された高齢者の車いすや介護用ベッドのレンタルについては、特別な場合を除いては介護保険適用の対象外となります。

### 福祉用具購入費の支給

福祉用具は原則としてレンタルですが、入浴・排せつなどに使用される特定福祉用具は、貸与になじまないため、福祉用具の購入費が支給されます。

#### \* 福祉用具購入費の支給の対象品

- 腰掛け便座
- 特殊尿器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具

福祉用具購入費の支給のサービスを利用するには、利用者はいったん購入費用の全額を支払います。後日、領収書などを市町村に提出すると購入費用の9割の払い戻しを受けられます。

※介護保険からは、年間10万円を限度として購入費が支給されます。（自己負担額を含む）

◎福祉用具の貸与や購入費の支給は、お年寄りの自立を助けるとともに、介護者の負担も軽減してくれますので、日常生活に取り入れると便利です。毎日使うものですから、専門家のアドバイスを受けるなどして、よく吟味してから選ぶようにしましょう。